

第63回（令和7年度）北海道優良米生産出荷共励会実施要領

1. 目 的

高度な技術をもって良質・良食味米の生産出荷を達成するとともに、新たな技術や栽培方法の導入で水田経営の安定化を図るなど、他の範なる取り組みを行った生産者を表彰し、関係者に広く周知することで、北海道米の食味・品質向上を図り商品性を高めるとともに、稲作の経営の安定に資する目的で実施する。

2. 主 催 一般社団法人 北海道農産協会

3. 後 援 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 北海道農業研究センター 北海道、地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 農業研究本部 北海道農業協同組合中央会、ホクレン農業協同組合連合会 北海道農産物集荷協同組合

4. 参加資格および手続き

- (1) 道内で水稻を作付けする個人・生産グループ・法人（原則として北海道の優良品種を全面積作付けしていること）を対象とする。

但し、過去3カ年以内の最優秀賞受賞者は同じ栽培部門（「移植栽培部門」個人の部、同生産グループの部、「直播栽培部門」個人の部、同生産グループの部、「省力化移植栽培部門」個人の部、同生産グループの部）の参加資格を有しない。

- (2) この共励会への参加は、市町村米麦改良協会もしくはJA等が農業改良普及センター所長（又は支所長）と協議の上推薦したものを、地区米麦改良協会において選考し推薦する。

① 「移植栽培部門」：個人の部

うるち米、もち米別とする。

作付面積（3ヵ年平均）はそれぞれ次のとおりとする。

- うるち米 2.0ha 以上
- もち米 2.0ha 以上

② 「移植栽培部門」：生産グループの部

栽培技術の取り組みが一致性を有し、圃場管理技術等においても、省力化や品質向上に向けて共同で効率化を図っている生産グループ・法人であること。

うるち米、もち米別とする。

作付面積（3ヵ年平均）はそれぞれ次のとおりとする。

- うるち米 20.0ha 以上
- もち米 10.0ha 以上

③ 「直播栽培部門」：個人の部

うるち米のみとする。

直播栽培の作付面積（3ヵ年平均）は1.0ha以上とする。

○ うるち米 1.0ha以上

④ 「直播栽培部門」：生産グループの部

栽培技術の取り組みが一致性を有し、圃場管理技術等においても、省力化や品質向上に向けて共同で効率化を図っている生産グループ・法人であること。

うるち米のみとする。

直播栽培の作付面積（3ヵ年平均）は10.0ha以上とする。

○ うるち米 10.0ha以上

⑤ 「省力化移植栽培部門」（高密度播種栽培（高密短、密播中苗）、成苗疎植栽培）：個人の部

うるち米のみとする。

省力化移植栽培の作付面積（3ヵ年平均）は1.0ha以上とする。

○ うるち米 1.0ha以上

⑥ 「省力化移植栽培部門」（高密度播種栽培（高密短、密播中苗）、成苗疎植栽培）：生産グループの部

うるち米のみとする。

省力化移植栽培の作付面積（3ヵ年平均）は10.0ha以上とする。

○ うるち米 10.0ha以上

（3） 地区米麦改良協会からの推薦調書による応募期限は、令和7年12月15日（月）とする。

推薦調書には、令和7年産の「栽培履歴」を必ず添付する。

（4） 大型施設を利用した生産者については施設の最終出荷実績を用いる。

5. 共励項目（移植栽培部門の例）

【個人の部・生産グループの部共通】

（1） 土づくり並びに施肥、栽培管理等

（2） 収量並びに収量の安定度

（3） 出荷成績（1等米・高品質米の出荷）

（4） クリーン農業等の取り組み（特別栽培米・Yes!clean米等の取り組み）

（5） 病虫害防除の取り組み

（6） 経営の観点からの評価（低コスト生産への取り組み等）

【個人の部】

- (7) 良質米生産及び安定確収のための取り組み（品質向上及び確収に向けての技術的特徴等）

【生産グループの部】

- (8) 生産グループとしての統一性、目標達成に向けた取り組み

6. 審査

審査は、別に定める審査基準により行うものとする。

7. 審査委員会

この共励会には審査委員会を設け、審査にあたる。

審査委員は一般社団法人 北海道農産協会 会長が依頼し、審査委員長は審査委員会で互選する。

8. 表彰

審査の結果、その成績が優秀と認めたものを表彰する。

委員長が必要と認めた時は、他の機関および団体の表彰を受けることができる。

9. 調書の個人情報について

推薦調書に記載・提出された個人情報は、入賞通知・賞品などの送付の他、本共励会の運営、および一般社団法人北海道農産協会の事業運営のために、必要な範囲で使用する。また、このため業務委託会社等に情報を開示する場合がある。

入賞発表、優良事例報告書、会報、ホームページ等で優良事例として生産者の氏名他推薦調書の内容を広報する場合がある。

推薦調書の個人情報の取扱いは、当該生産者（集団にあっては集団の長）の承諾を得て取り進める。

個人情報については、一般社団法人北海道農産協会が定める「個人情報保護基本方針」に基づき取り扱う。

10. その他

本要領に定めるものの他、必要な事項は、一般社団法人 北海道農産協会会長が別に定める。